



ケータイ・インターネットの歩き方4

「消費者編」

教材パッケージ(資料編)



一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

啓発・教育プログラム部会

目次

本教材パッケージ(資料編)について……………	1
ケータイ・インターネットの歩き方4「消費者編」(テキスト教材)……………	3
【小学校編】	
「無料でネットゲームができる理由を考えよう」 学習指導案……………	16
「無料でネットゲームができる理由を考えよう」 ワークシート……………	18
「無料でネットゲームができる理由を考えよう」 板書サンプル……………	19
【中学校編】	
「ネット上での契約を考えよう」 学習指導案……………	20
「ネット上での契約を考えよう」 ワークシート……………	23
「ネット上での契約を考えよう」 板書サンプル……………	24

《本教材パッケージについて》

1. はじめに:『情報モラルの授業づくり』

情報社会に対応するために、小学校・中学校・高等学校それぞれの学習指導要領では、情報モラルについての表記が増えてきつつあります。学習指導要領総則「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」には、情報モラルについての以下のような記述が見られます。

■ _____ □

【小学校】

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項2(9)各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

□ _____ ■

■ _____ □

【中学校】

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項2(10)各教科等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

□ _____ ■

■ _____ □

【高等学校】

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項5(10)各教科・科目等の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ実践的、主体的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

□ _____ ■

このように、各校種の総則に、配慮すべき事項として必ず述べられているのです。

また、小学校では「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しむこと」や「コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作」についても触れられています。操作スキル等をアップしながら日常の指導と合わせて情報モラルの指導を行うようになってきているのです。ちな

みに、この表記は中学校、高等学校では見られず、「適切かつ主体的、積極的に活用できる」(中学校)、「適切かつ実践的、主体的に活用できる」(高等学校)というように、基礎・基本から応用・実践へと段階があがっていくのです。もちろん指導要領では、総則にとどまらず、道徳や社会での表記も見られます。つまり、情報モラルの指導は、教科を超えて、実施していくことが求められています。

ぜひ、この EMA の Web サイトの指導事例を参考にしたり、本教材を活用したりして、授業に役立てていただきたいと思います。

参考:ケータイ・インターネットの歩き方

～子どもが安心・安全につかうために～ ポータルサイト

<http://ema-edu.jp/>

EMA 啓発・教育プログラム部会

2. 本教材パッケージ(資料編)の構成及び使用方法

本教材パッケージは、ケータイ・インターネットの歩き方 4「消費者編」テキスト教材及びサブ教材等を使用して、実際に授業を実践する際の学習指導案(以下、「本指導案」)、ワークシート、板書サンプルで構成されています。本指導案どおりに授業を実践いただくことも可能ですが、本指導案を参考に、これまでのご経験や指導方法により、授業内容や使用教材等をご検討いただければ幸いです。

なお、より皆様にご満足いただける教材をご提供するために、EMA 啓発・教育プログラム部会では教材活用アンケートを実施しております。皆様よりいただきましたアンケート結果をもとに教材の改善に努めてまいりますので、是非、教材をご活用いただきましたら、以下のフォームよりアンケートへのご協力をお願いいたします。

・教材活用アンケートフォーム(EMA ホームページ)

https://www.ema.or.jp/edu_q/

ケータイ・インターネットの歩き方4「消費者編」

2017年4月10日版

この社会で生きている人は、毎日のように、いろいろなモノ（商品）を買ったりサービスを利用したりしながら生活しています。「消費者編」では、インターネットで商品を買うときやサービスを利用するときに知っておきたいことを、分かりやすく解説していきます。正しい知識を身につけて、安全にインターネットを利用しましょう。

1. 契約ってなに？

コンビニやスーパーでいろいろな商品が売られているように、インターネット上でもいろいろな商品が売られています。特にインターネット上では、形のあるものに限らず、オンラインゲームのアイテムや電子コミックのような、「コンテンツ」と呼ばれるさまざまな商品を提供するサービスが展開されています。有料で提供されている商品は、お金を支払うことでその商品を受け取ったり利用したりすることができるようになっています。

インターネット上で提供されている有料コンテンツを利用すると、当然、料金が発生します。例えば、メッセージアプリのスタンプが100円で売られているとします。あなたがそのスタンプを欲しいと思ったらサービス提供者に100円を支払わなければなりません。「スタンプを買うためにサービス提供者に100円支払うことを約束する」ことを契約といいます。

契約は約束の1つで、契約を成立させるためには、お互いに「売ります」、「買います」といった合意が必要になります。契約が成立すると、あなたは「スタンプを買うために100円を支払います」という約束を、サービス提供者は「100円をもらったらスタンプを提供します」という約束をお互いにするようになります。約束した以上、きちんと守られなければなりません。

ただ、この契約という約束は、あなたが普段友だちとしている「明日、遊びに行こう」といった約束とは大きな違いがあります。もし、あなたが友だちとの約束を破ってしまったとしても、友だちは約束を守らせるために、あなたを無理やり遊びに連れてこさせるようなことはできません。

しかし契約の場合は、約束の内容を強制することができます。例えば、サービス提供者があなたとの約束を守ってスタンプを提供したのに、あなたが「スタンプを買うために100円を支払います」という約束を守らないと、サービス提供者は強制的にあなたに100円を払わせるようにすることができます。具体的には、契約に基づき裁判所に訴えてその支払

いを強制することができるのです。

もし、おこづかいで支払える金額を超えて契約してしまった場合は、あなたが未成年者であれば取消することができる場合があります（未成年者契約の取消し）、契約をする際に年齢を偽っていたりすると、その契約を取消することができなくなります。

契約とは、単なる約束ではなく、守らないと強制力が伴う約束なのです。だから契約に関わることはとても慎重に、よく考えて行う必要があります。

2. スマホやケータイを利用するとき

あなたがスマートフォン（以下「スマホ」）やケータイを利用できているのは、携帯電話会社などに毎月利用料金を支払うという契約をしているからです。あなたのスマホやケータイの利用料金は誰が支払っていますか？保護者の方が支払っていることが多いのではないのでしょうか。でも、保護者の方が支払っているから、自分には携帯電話会社などとの契約は関係ないと思ってはいけません。

通話する場合は通話料金、メールやインターネットを利用するには通信料金がかかっています。SNS やオンラインゲーム、動画サービスなどを利用する場合には、たくさんの通信を行うことになり、このようなサービスを毎日のように使っていると、高額の通信料金がかかる場合があります。携帯電話会社などには、インターネットをたくさん利用したい人のための料金メニューもありますから、インターネットをたくさん利用したいのであれば、まずは契約する前に保護者の方にきちんと相談し、細かな契約内容について話し合っ
て決めましょう。

3. インターネット上でのお金の支払い方

先程の「スタンプを 100 円を買う」という話を思い出してください。スタンプを買うとき、その 100 円はどうやってサービス提供者に支払えばよいのでしょうか。

コンビニで 100 円のおにぎりを買うときは、お店の人に 100 円の現金を渡せばおにぎりが買えます。でも、インターネットでは現金をそのままサービス提供者に渡すことができません。

「キャリア課金」

スマホやケータイのサービスでよく使われているのが「キャリア課金」という支払方法です。キャリアとは携帯電話会社のことで、「キャリア課金」とは、本体の利用や通信料金

に、利用したサービスの利用料金を上乗せして支払う方法です。「キャリア課金」であれば、スマホやケータイさえあれば、その場で「100円を支払う」という契約をすることができます。

「キャリア課金」による契約は、契約する前に暗証番号を入れなければならないこともあります。保護者の方がスマホやケータイの利用料金を支払っている場合は、保護者の方のところに、毎月のスマホやケータイの利用料金と一緒に、あなたの買ったスタンプ代などを支払うようお知らせがきます。

スマホやケータイで有料のサービスを利用し、「キャリア課金」で支払いたい場合は、あらかじめスマホやケータイの利用料金を支払っている保護者の方に相談をし、許可を得てからサービスを利用しましょう。また、携帯電話会社やサービス提供者側で、1ヶ月に使える金額が定められていたり、設定できたりすることもありますので、あらかじめ使ってもよい金額を決めて、保護者の方との約束の範囲内で、自分でコントロールをしながら課金するようにしましょう。

「電子マネー」

インターネットでお金を支払う方法のひとつに「電子マネー」があります。電子マネーは言葉通り「電子のお金」で、さらに具体的にいうと「お金の価値を持ったデータ」です。電子マネーを使って、現金のかわりに支払うことができます。ただ、電子マネーで支払えるWebサイトやアプリケーション（以下「アプリ」）でなければ、電子マネーを利用することはできません。

電子マネーにも様々なものがあります。おこづかいで支払うためによく使われているのは、一定金額分をコンビニで購入するタイプです。

使い方は電子マネーを発行している会社によって違いますが、いずれにせよ、あらかじめ買っておいた電子マネーを、購入時に指示にしたがって使えば支払いをすることができます。

コンビニで売っている電子マネーは先払いですから、あなたの持っているおこづかいの範囲で買っておくことができます。

「クレジットカード」

インターネットでは、クレジットカードで代金を支払うこともできます。利用者に代わってクレジットカード会社がサービス提供者への支払いを行い、後でまとめて請求された金額を利用者がクレジットカード会社に支払うという流れが、クレジットカードでの支払い方です。

クレジットカードは、「契約が守れる信用できる人」のみが持つことを許されています。あなたが、まだ自分自身のクレジットカードを持つことができないのであれば、クレジッ

トカードを使って支払うことはできません。もちろん保護者の方や、他人のクレジットカードを勝手に使うことも許されません。

4. インターネットで契約するときに

「消費者」と「事業者」

あなたが「スタンプを 100 円で買う」、「1,000 円で仮想通貨（サービス内で使える専用コインのようなもの）を 1000 ポイント買う」という契約をサービス提供者とすることにしました。もちろんお金を支払う約束は守らなければなりません、その約束は、あくまで契約が公平に行われた場合に有効なものです。これについて、説明をしていきましょう。

スタンプを 100 円で買う人、つまり、社会の中でさまざまな商品やサービスを消費する人のことを「消費者」と呼びます。そして、スタンプを提供する Web サイトやアプリを運営する会社など、商品やサービスを提供する側の人達を「事業者（サービス提供者）」と呼びます。

「消費者」と「事業者」との間で結ばれる契約では、ときに「事業者」に一方的に有利なように、つまり不公平に行われて「消費者」が一方的に損をしてしまう危険性もあります。立場の異なる「消費者」と「事業者」との間での契約を公平にするために、特に「事業者」においては、守らなければならない法律がいくつか存在しています。「事業者」は「消費者」を保護するために定められているこれらの法律を守って、「消費者」と契約するよう義務付けられているのです。

「インターネットで契約するときはここをチェック！」

一方、契約において「消費者」として注意すべき点がいくつかあります。あなたがインターネット上で何かを買う契約をする際には、以下の点を必ず注意しましょう（《 》内は、そのときに「消費者」を保護するために定められた法律の名称です）。

【返品の条件・連絡先をチェック！】

Web サイトやアプリを運営している「事業者」には、一部の商品やサービスを除いて、「消費者」が買った商品やサービスを返品できるかどうか、「運営している「事業者」の住所・電話番号・アドレスなどの連絡先」を表示するよう法律で義務付けられています。

商品やサービスを買った後に、返品をしたくなくても困らないように、また、何か問題が発生しても「事業者」と連絡を取ることができるよう、契約内容や表示内容など

については事前によく確認しておきましょう。 《特定商取引に関する法律》

【利用規約の内容をチェック！】

Web サイトやアプリには、そのサービスを利用する上でのルールを記載した「利用規約」が設けられていることがあります。「利用規約」を守ることが、Web サイトやアプリを利用するための条件になります。

「どのような被害が発生しても一切責任を負いません」、「代金 5,000 円の支払いが遅れたら延滞金 1 日につき 1,000 円加算されます」、「不良品であっても交換・返金は一切できません」といった条件は、「消費者」にとって不利な契約条件といえます。「利用規約」は長くても読み飛ばさず、自分を守るためにも必ず内容を確認するようにしましょう。

「消費者」が守るべき条件が「利用規約」などに記載されていても、「消費者」に一方的に不利なものは無効とされる場合がありますので覚えておきましょう。 《消費者契約法》

【注文内容に間違いがないかを確認！】

Web サイトやアプリで、「注文する」、「買う」のような契約の申込みのボタンをクリックすると、契約の内容を確認するための確認画面が表示されます。本当に買って良いのかどうか、また、その契約の内容に間違いがないかどうかなどを、もう 1 度しっかり確認しましょう。買うのをやめるときや、記入内容が間違っていた場合は、戻るボタンなどで商品やサービスの購入画面に戻ることができます。

もし、確認画面が全く表示されず、契約内容が間違えた状態のまま商品やサービスが注文されてしまった場合は、注文するつもりは一切なかったことをはっきりと伝え、その契約が無効であると主張することができます。 《電子消費者契約法》

5. 危ない契約のいろいろ

インターネット上には、危ない契約もたくさん存在しています。契約の相手は「事業者」だけでなく「個人」の場合もありますが、悪意を持って最初から誰かをだますつもりでワナをはり、引っかかるのを待っている契約相手もいます。

そもそも相手に騙されたり脅されたりして無理やり契約させられてしまったものは、契約として成り立たないのですが、1 度支払ってしまったお金や商品を取り戻すのは大変です。

危なそうと思ったら、すぐにお金を支払うことや商品を渡すことはやめて、信頼できる身近な大人に相談しましょう。

「誰だか分からない相手から商品を買う」

SNS のファンサイトなどで、「チケット売ります」という投稿を見かけることがあります。手渡しの場合を除き、ほとんどが先に相手にお金を払う「先払い」です。相手も「個人」の場合が多いのではないかと思います。

でも、その人はお金を払ったら、そのチケットを渡してくれるという約束を本当に守ってくれるのでしょうか。インターネットは、実際に相手と会うこともなく、素性がよく分からないままやり取りができる世界です。相手が誰だか分からないと、約束を守らず連絡が取れなくなってしまう恐れもあります。

SNS などで知り合った人と契約をする場合は、まず信頼できる身近な大人に相談し、その人が信頼できそうな人かどうか、過去の取引でトラブルが起きていないかなどを一緒に考えてもらいましょう。

「SNS やオークションなどでの RMT」

なかなか手に入らないレアアイテムを買うために、“ゲームとは直接関係のない SNS やオークション”などでやり取りをしている投稿を見ることがあります。このような方法でアイテムや仮想通貨を買うことを RMT（リアルマネートレード）と呼びます。

RMT でもやはり、「お金を支払ったにもかかわらず、約束のアイテムを渡してもらえない」という詐欺被害が起きています。RMT を禁止しているサービスも増えていますので、利用規約などをよく確認しましょう。

RMT は、多くのゲームサイトやアプリでは「利用規約」において禁止されています。

「利用規約」はサービスを利用する上でのルールとなりますので、ルールを守らない利用者は、違反者としてゲームサイトやアプリから追い出されてしまう場合もあります。楽しいゲームの利用や一生懸命育てたキャラクターの利用も、ゲームサイトやアプリから追い出されてしまったら一切利用できなくなってしまいます。「利用規約」をきちんと守り、どんなに魅力的でも禁止されている行動はとらないようにしましょう。

「不正アフィリエイト」

例えば、あなたは利用した覚えがないのに、アダルトサイトなどから突然「料金を払え」という請求メールが届いたとします。これは「不当請求」であり、本来、まったく支払う必要はないものです。しかし、「この URL に紹介してある< **サービス > に登録すれば料金は免除」といったアダルトサイトからのメールに記載されているとおりに< **サービス > に登録してしまったらどうなるでしょうか。

このような場合、登録をすることで高額な利用料金や毎月のように料金が発生するケースがほとんどです。その結果、毎月何万円もの料金がクレジットカード会社などから請求されるようになることがあります。

これは、広告を出して Web サイトやアプリに誘導することでもらえる礼金を目当てにした手口のひとつです（URL などのリンクを貼り、誘導した先の Web サイトやアプリでの商品購入や会員登録をした件数に応じて広告代が支払われる仕組みを「アフィリエイト」といいます）。

このような手口に引っ掛からないようにするためには、身に覚えのない請求や、不当と思われるような請求が来たら、すぐに返事や対応をしたり、相手の言いなりになったりするのはなく、信頼できる身近な大人にすぐ相談することが大切です。

6. 個人情報を守り自分を守る

「個人情報をむやみに知らせない」

SNS やインターネットなどで知り合った人から、あなたの名前や生年月日、住所、電話番号、写真などの個人を特定する情報を教えてほしいと言われていたり、他の Web サイトやアプリに登録するよう誘われたりしたら、注意してください。

インターネット上で知り合った相手が、本当に信用できるかどうかは分かりません。また、誘われた先が面白そうな Web サイトやアプリでも、信用できるサービス提供者が運営しているものかどうか分かりません。

インターネット上で知り合った相手にはむやみに個人情報を教えてはいけませんし、あなたの家族や友だちのことを聞かれても安易に教えないようにしましょう。また、誘われた先の Web サイトやアプリに個人情報を登録するのもやめましょう。

信用できない相手に教えた個人情報は二度と取り戻すことができませんし、必要のない広告メールやアダルトサイトからのメールが大量に届くようになり、電話がかかってきたりすることもあります。また、身に覚えのない請求メールが届くようになり、ストーカー行為を受けたりするようなことも起きています。個人情報を安易に教えてしまうと、次々と新たなトラブルに巻き込まれてしまう危険性があるのです。

インターネットは、相手の顔や本当の姿が見えない世界です。あなたの個人情報が知らないところで悪用されたり、別の人があなたになりすまして悪いことをするかもしれません。そうすると、トラブルがより複雑になり、解決することが困難になります。

個人情報だけでなく、Web サイトやアプリに登録している ID やパスワードのような情報も、絶対に他人に知らせてはいけません。あなたの持っているアイテムや仮想通貨を全部盗まれてしまったり、勝手に高額なサービスを利用されたりしてからでは取り返しがつきません。

また、よく知っている Web サイトやアプリから、記載されている URL にアクセスして何らかの手続きをするよう求められるメールが届いても、すぐには応じないで、Web サイトやアプリを運営しているサービス提供者に確認しましょう。そのメールがサービス提供者からのものではない可能性もあります。安易に手続きを行ってしまうと、あなたの ID やパスワードが誰かに盗まれて悪用されるかもしれません。

「無料だと思って登録した Web サイトやアプリから登録料を請求された」

広告、メール、メッセージや SNS などでも知り合った人から教えられた「無料」と書いてある Web サイトやアプリに登録すると、後から登録料の支払いを請求されることがあります。

契約を成立させるには、お互いに「売ります」、「買います」といった合意が必要ですから、登録料に関する表示がないために「無料」だと思って登録した場合は、後から登録料などの料金を請求されても、すぐに支払いに応じる必要はありません。

また、登録した Web サイトやアプリから「登録料を支払わないと自宅に行く」、「退会するには連絡をしてください」という画面上の記載やメールが届くこともありますが、慌てて連絡を取らないようにしてください。「退会の手続きのために名前や電話番号をお知らせください」といったように、個人情報を聞き出そうとすることもありますが、絶対に教えるはいけません。「脅せば言うことを聞く人」と相手に思われたら、さらに請求が続いたり、脅されたりすることもあります。

どんなことがあっても、知らない相手や信用できないような Web サイトやアプリには、個人情報を教えない、書かないということが大切です。

「Web サイトやアプリに登録するときに確認」

ゲームなどを利用するとき、その Web サイトやアプリ上で公開されている「個人情報の取扱い」や「プライバシーポリシー」の内容が、登録しても大丈夫かどうか、個人情報を教えても大丈夫かどうかの判断基準のひとつになります。「個人情報の取扱い」や「プライバシーポリシー」に記載される内容が、「利用規約」の中に書かれていることもあります。まずは、このようなページがあるかどうかを確認しましょう。

ほとんどのサービス提供者は、あなたからもらった個人情報の管理に関する法律（「個人情報の保護に関する法律」＝「個人情報保護法」）に基づく義務を負っています。この法律を守っているサービス提供者であれば、基本的にこのようなページを用意しています。

「個人情報の取扱い」や「プライバシーポリシー」には、まず、あなたからもらった個人情報を、サービス提供者がどのような目的で利用するのかが書かれています。特に、登

録した個人情報が、他の Web サイトやアプリにも同時に利用されるような場合は、そのことが具体的に書かれていますので確認してください。

また、登録した個人情報を削除したい場合や、間違って登録されている個人情報を変更したい場合に、どこに連絡をすればよいか、どのように連絡したらよいかも書かれています。

もし、利用目的が具体的に書かれていない Web サイトやアプリであれば、登録を避けるのが安全です。

7. インターネットの広告を知ろう

「広告メールと迷惑メール」

あなたが Web サイトやアプリに登録したりインターネット上のお店で買い物をしたりすると、そのあと、その Web サイトやアプリ、お店などからいろいろな広告メールが届くようになることがあります。これは、あなたが登録や買い物をするときに「お知らせメールを送ってもいい」という項目にチェックを入れているからです。お知らせメールとは、主に Web サイトやアプリ、お店などからの広告メールです。

広告メールを送るのに、どうして前もってあなたからの許可が必要なのでしょうか。それは、法律（「特定商取引に関する法律」・「特定電子メール送信法」）において、サービス提供者はメールを送ることについて利用者から許可をもらわない限り、利用者に対して広告メールを送ってはいけないことになっているからです。

逆に言えば、あなたがメールを送ることを許可しなかった Web サイトやアプリ、お店などから広告メールが届いた場合は、法律に違反したメールの可能性があります。

あなたの許可なしに届いた広告メールは、法律を守らないような相手から届いた、いわば迷惑メールです。迷惑メールは読まずに捨てるか、無視したほうがよいでしょう。

迷惑メールに記載されている URL などから Web サイトにアクセスをして登録してしまうと、個人情報を取られてしまい、その後、自分が欲しくもないメールがもっと届くようになり、個人情報が悪用されたりしてしまう可能性もあります。

一度、メールを送ることを許可して登録した場合でも、Web サイトやアプリ、お店などからの広告メールの配信を止めることができます。広告メールには、メールの配信を止める方法も書かれているはずですので、配信を停止したい場合には、内容を確認してみましょう（「重要なお知らせ」は届く場合があります）。

誰が送ってきているのか分からないような迷惑メールの場合、その送信元に「今後は送

らないで」と伝えても、効果があるかどうか分かりません。

それどころか、自分から迷惑メールの送信先に連絡を取ることで、かえってアドレスが使われていることを知らせてしまう結果となり、「現在も利用されているアドレス」として、悪質な名簿業者などにアドレスが流出してしまう可能性もあります。すると、もっとたくさんの迷惑メールが届くようになり、例えば「配信停止には本人確認が必要」と要求され、さらに詳しい個人情報が抜き取られるなど、どんどん危険が増してしまいます。

迷惑メールを受け取らないようにするためには、携帯電話会社の迷惑メール対応サービスを利用することもできます。携帯電話会社の Web サイトで確認してみましょう。

「Web サイトやアプリ上の広告」

インターネット上には、たくさんの広告があります。無料で使えるサービスやゲームを提供しているサービス提供者は、Web サイトやアプリ上に別の会社の広告を載せて、その広告を利用者に見てもらうことで広告主（スポンサー）からお金をもらい、収入を得ていることも多いのです。

インターネット上の広告は、バナー広告といって「クリックすると直接スポンサーの Web サイトやアプリのダウンロード画面に飛べる」というのが特徴です。

ところで、Web サイトやアプリに掲載されているバナー広告が、全ての人に同じように出ているとは限らないことを、みなさんは知っていますか？ 利用者が携帯電話会社や Web サイト、アプリに登録した年齢や性別によって、掲載される広告が異なっていることがあります。

未成年者と大人、20代と60代、女性と男性など、それぞれ適する広告や興味のある内容の広告が異なるはずですから、それぞれに合わせた広告が表示されていることもあります。このようなところでも、あなたがネット上で登録した個人情報などの様々な情報が利用されています。

「検索連動型広告」

過去に検索サイトで入力した言葉に応じて表示される広告を「検索連動型広告（キーワードターゲティング広告）」と呼びます。

このタイプの広告は、検索窓に入力された言葉に適した広告スペースを販売するだけなので、広告として表示された Web サイトの内容や、その会社（スポンサー）がやっている仕事の中身までサービス提供者が細かく審査しているとは限りませんので注意が必要です。もちろん、きちんと審査をしている場合もありますが、Web サイト上に表示された広告から別の Web サイトに飛ぶ場合は、登録や買い物などをする前に、内容をきちんと確認することが大切です。

Web サイト上にある広告をどんどんたどって行けば、もう、元の Web サイトとは全く別の世界かもしれません。

「懸賞サイトの注意点」

インターネット上には、Web サイトに会員登録すれば、いろいろな懸賞を紹介してもらえる「懸賞サイト」や、Web サイトから送られてくるスポンサーのメールを見てクリックや登録をすることでポイントが貯まり、貯めたポイントの量に応じてプレゼントやお金がもらえる「お小遣いサイト」などがあります。

このような Web サイトにいったん登録すると、毎日、たくさんの広告メールが登録したアドレスに届くことになります。

でも、中にはポイントを貯めても換金してくれない、退会しても広告メールが止まらない、知らないサイトからもメールが届くようになる、不当な請求が届くといったトラブルに巻き込まれることもあります。

また、最初から“個人情報を取ることが目的”の「懸賞サイト」や「お小遣いサイト」の場合もあります。

このような Web サイトに登録する場合は、登録した個人情報などがどのように利用されるのか、「個人情報の取扱い」や「プライバシーポリシー」で利用目的を必ず確認するようにしてください。危なそうな Web サイトやサービスには登録しないようにしましょう。

8. 困ったときには

ここで紹介したような内容でもし困ったことが発生してしまった場合には、まずは保護者の方や身近な大人に相談しましょう。特にあなたが未成年者であり、お金の支払いや契約に関する内容だった場合は、友だちではなく大人の協力が必要です。

本当は契約したくなかったのに無理やり契約させられてしまったような場合でも、解決方法を一緒に考えてもらいましょう。

その際、あなたに必要なのは、ありのままを包みかくさず正直に、それまでに起こったことをきちんと大人に話すことです。「叱られたくない!」という思いから、黙っていたほうがいいと考えるかもしれませんが、それではきちんとした解決ができません。1人で悩んでこっそり何とかしようとせずに、まずは大人に相談しましょう。

その他にも、消費者として受けたトラブルを相談するための専門の窓口もあります。あなたが住んでいる都道府県や市区町村には「消費生活センター」という相談窓口が必ずありますので、そこに相談することもできます。相談はすべて無料で、あなたが相談したこ

とは誰にも分かりません。また、188（消費者ホットライン）をダイヤルすると簡単に相談先を知ることができますので、保護者の方と一緒に相談しても良いかもしれません。

【まとめ】

- ✓ 契約は慎重に良く考えてから！有料のサービスはあらかじめ使う金額を決めておこう。
- ✓ 危ない相手、不安を感じる相手とは取引ややり取りをしないように気をつけよう。
- ✓ Web サイトやアプリを利用する前に、広告の内容や利用規約をじっくり読んで判断しよう。
- ✓ 個人情報は他人にむやみに教えず、Web サイトやアプリに登録する際は、登録した情報の利用目的を確認しよう。
- ✓ 困ったときには、信頼できる大人に相談しよう。

9. リンク集

「相談窓口」

- 国民生活センター（PC、スマホ）
<http://www.kokusen.go.jp/map/>
国民生活センター 携帯版
<http://www.kokusen.go.jp/mobile/>
- 一般社団法人 EC ネットワーク（PC、スマホ）
<http://www.ecnetwork.jp/>
一般社団法人 EC ネットワーク モバイル版
<http://www.ecnetwork.jp/mobile/>
- 総務省 電気通信サービスに関するご相談（PC、スマホ）
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/syohi/madoguchi.html
- 経済産業省 経済産業に関する相談窓口
http://www.meti.go.jp/intro/consult/consult_01.html
- 迷惑メール相談センター（PC・スマホ）
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>
迷惑メール相談センター（携帯）
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/m/>

「お役立ちサイト」

- 消費者庁 特定商取引ガイド（PC・スマホ）
<http://www.no-trouble.go.jp/>
消費者庁 消費者教育ポータルサイト
<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>
- 個人情報保護委員会 個人情報保護法について
<http://www.ppc.go.jp/personalinfo/>
- 金融広報中央委員会 知るぽると
<http://www.shiruporuto.jp/>

「無料でネットゲームができる理由を考えよう」 学習指導案

1 学年 小学5～6年生

2 学習のねらい

- ネット上では、無料でゲームなどが利用できる理由について理解する。
- ネット上での契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する。
- トラブルに遭遇しないための対処方法を知る。

3 資料名 ケータイ・インターネットの歩き方 4「消費者編」

(一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構制作)

4 本時の展開(45分)

時配	学 習 活 動	留意点(・)と評価(◇)
導入 7分	<p>1. 無料のサービスについて知る</p> <p>○無料で提供されているサービスを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店での試食、試飲 ・化粧品等の試供品 ・ネットゲーム <p>2. 本時のねらいを確認する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>無料でネットゲームができる理由を考えよう。</p> </div>	<p>・身近に、無料で提供されているサービスがたくさんあることにあることに気づかせる。</p> <p>・試食等は、気に入ったら買ってもらうとう目的が明確に伝わるが、ネットゲームが無料なことに疑問をもたせる。</p>
展開 28分 (18)	<p>3. どうして無料なのか話し合う。</p> <p>○予想をワークシートに書く。</p> <p>○教材を読んで、なぜ無料なのか調べる。</p> <p>※利用コンテンツ 「7 インターネットの広告を知ろう サイト上の広告」</p> <p>○グループで話し合う</p> <p>○発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告付きだから ・最初は無料で、進めていくうちに有料になるから ・期間限定で、いずれ有料になるから ・利用者の個人情報を集めるため ・著作権違法に違反している ・作者の好意により 	<p>・自分の予想をワークシートに書かせた後、グループで話し合わせる。</p> <p>・予想できない児童には、誰が無料で提供しているのか(企業等)、どんなメリットを期待しているのかについて考えさせる。</p> <p>・無料には、企業の意図があることに気付かせる。</p> <p>・無料には、法律違反や悪質なものがあることに気づかせる。</p> <p>・善意の無料の場合、突然ゲームができなく</p>

<p>(10)</p>	<p>4. インターネット上での契約についてしる。</p> <p>○ゲームを続けたくて、契約をしたらどうなるか考えて、ワークシートにまとめる。</p> <p>※利用コンテンツ</p> <p>「1 契約ってなに？」</p> <p>「4 インターネットで契約するときに 利用規約の内容をチェック！」</p>	<p>なってしまう等の心配があることに気づかせる。</p> <p>・ネット上の契約は、単なる約束ではすまない。強制力が伴うことを理解させる。</p> <p>・利用規約を良く読まないで契約した場合は、本人の責任になることを知らせる。</p> <p>◇ネット上の契約の問題点に気づくことができたか。(ワークシート、発言)</p>
<p>まとめ 10分</p>	<p>5. 今後、どのように無料のネットゲームと接したらよいか考える。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>・作っている人のねらい(意図)があるので、気をつける。</p> <p>有料になる</p> <p>著作権法違反</p> <p>個人情報の流出</p> <p>・有料になる場合は、簡単に契約しないで、内容をよく確かめる。</p> <p>・困ったときには、身近な大人に相談する。</p> </div> <p>※利用コンテンツ</p> <p>「8 困ったときには」</p>	<p>・一人で判断してしまうことの危険性に気付かせる。</p> <p>◇無料ネットゲームを利用する際の注意点に気づくことができたか。(ワークシート、発言)</p> <p>・家庭にワークシートを持ち帰らせて、話し合わせる。</p>

()月()日

無料でネットゲームができる理由を考えよう

()年()組 名前()

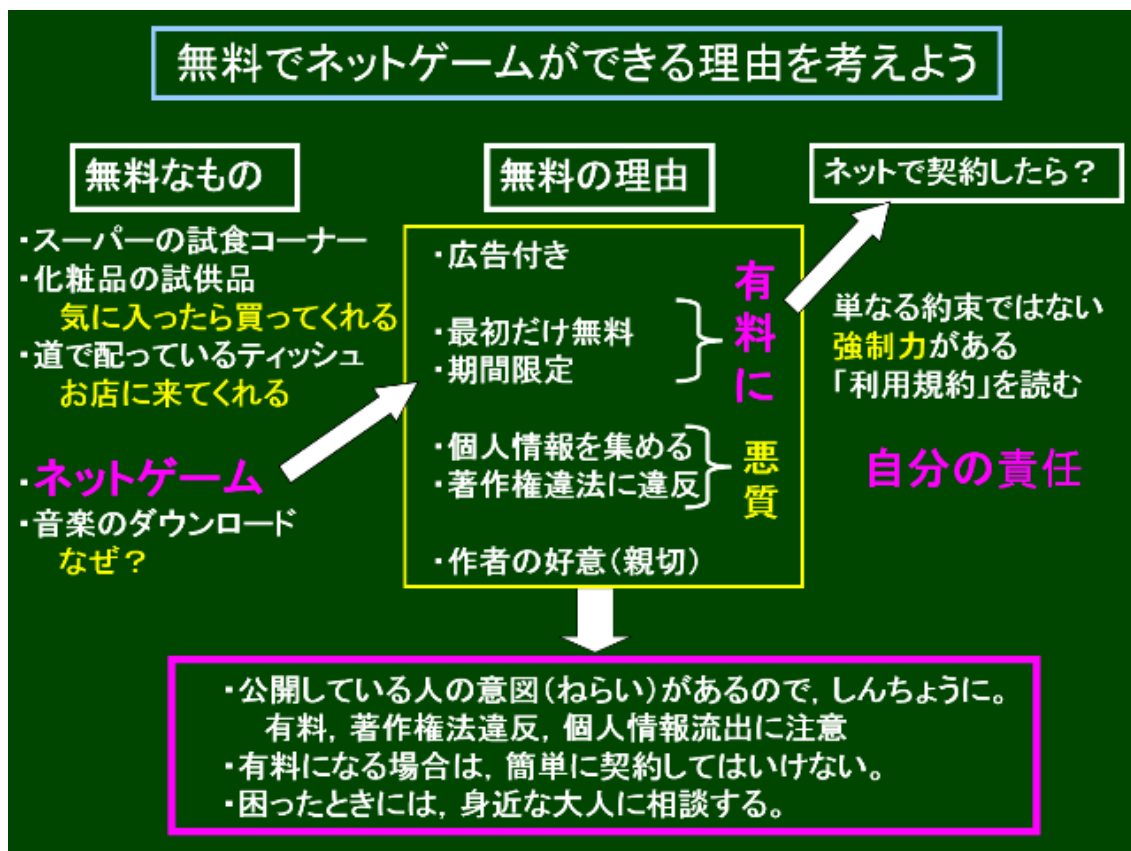
1 無料でネットゲームができる理由を考えましょう。

2 インターネット上で契約とはどのようなものか、まとめましょう。

3 今後、無料のネットゲームと接するときに、注意することを書きましょう。

4 無料のネットゲーム等の利用の仕方について、家庭で話し合しましょう。

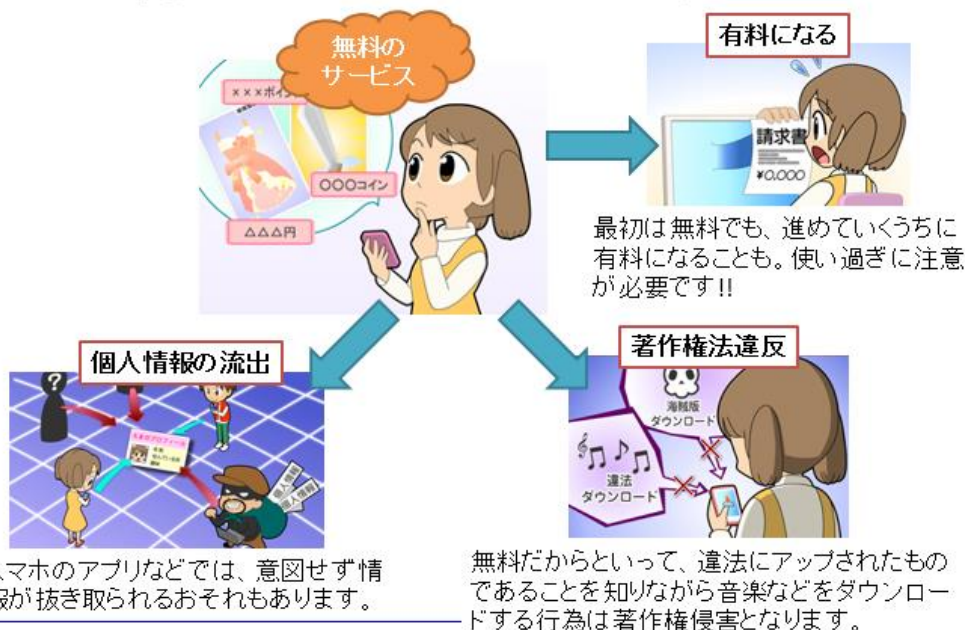
【板書案】



【参考資料】



無料のサービスで注意すること



「ネット上での契約を考えよう」学習指導案

1 学年 中学3年生

2 学習のねらい

- 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動することを理解する。
- 契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する。
- トラブルに遭遇したときに、主体的に解決を図る方法を知る。
- ネットワークの公共性を理解して行動するようにする。

3 資料名 ケータイ・インターネットの歩き方 4「消費者編」

(一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構制作)

4 本時の展開(50分)

時配	学 習 活 動	留 意 点 (・)と 評 価 (◇)
導入 15	<p>1. 契約が何かを知る。</p> <p>○インターネットで販売されている商品を個人でワークシートに記入する。</p> <p>○ゲームのアイテム、着メロなどのコンテンツは、どのように手にいれるかを聞く。 ※利用コンテンツ 「1 契約ってなに？」</p> <p>○ゲームのアイテムを購入するのにどんなことに気をつけるかを考える。 ・個人で考え、グループで話し合う。 発表して共有する。 ※利用コンテンツ 「2 ケータイを利用するとき」</p>	<p>・いろいろと答えを引き出す。 ありとあらゆる商品が今ネットで買えることに気付かせる。</p> <p>・インターネット上で音楽やマンガ、占いなどコンテンツを買えることを気付かせる。</p> <p>・いろいろな問題点があるが今回はとくに機種変更やパケット定額などの契約に関する項目に重点を置く 参考資料 近畿総通局 よくある質問 http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/faq/faq/tsushinsabisu.html</p> <p>・ネット上の契約に関して説明する。 「約束の一つで合意が必要になります。しかしこの約束は強制力が伴います。契約に基づき裁判所に訴えることもできます。」</p> <p>◇契約に関する基本的な意味を理解できている。(発言)</p>

<p>展開 25 (12)</p>	<p>2. インターネット上でのお金の支払い方を考える。 ※利用コンテンツ 「3 インターネット上でのお金の支払い方」</p> <p>下記の3つの方法を知る ○キャリア課金 ○電子マネー ○クレジットカード</p> <p>発展、応用 個人で考え、グループで話し合う。 発表して共有する。あるいは方法を提示して調べさせてもよい。</p>	<p>・3つの方法の問題点もあわせて紹介、もしくは気付かせる。便利な点もあることもきちんと理解させる。 ・「事業者」という人がいることを紹介する。 ・「消費者」と「事業者」の立場の違いに気付かせる。</p>
<p>(13)</p>	<p>3. インターネット上での危ない契約を知る。 ※利用コンテンツ 「5 危ない契約のいろいろ」</p> <p>・何が危ないのか個人で考え、ワークシートに記入する。 ・グループで話し合う。</p> <p>○発表する。</p>	<p>1) 誰だか分からない相手から商品を買う。 ・先払いの危険に気付かせる。 2) アイテムをゲームサイト以外から買う。 ・RMT(リアルマネートレード)を紹介する。 3) 不正アフィリエイト</p> <p>◇ネット上での契約の問題点について気付くことができたか。(ワークシート、発言) 消費者、事業者の関係を理解させる。</p>
<p>まとめ 10</p>	<p>4. インターネットで契約するときに注意して考える。 ○ネットで契約を正しくするためのルールを3つワークシートに書く。 ・個人で考え、ワークシートに記入する。 ・グループで話し合う。</p>	<p>・インターネットで契約をするときには自ら損をしないように注意すべき点があります。これらの点について気を付け、上手に使うようにさせる。</p>

<p>○発表する。</p> <p>発展・応用 「消費者を保護するために定められた法律を知る。」</p> <p>○特定商取引に関する法律 ○消費者契約法 ○電子消費者契約法</p> <p>※利用コンテンツ 「8 困ったときには」</p>	<p>◇ネットで契約をするときに注意すべき点について気付くことができたか。(ワークシート、発言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買った商品やサービスを返品できるかどうか ・サイトを運営している事業者の連絡先を確認 ・契約内容を確認しておく。 ・利用規約の内容を確認しておく。 ・契約内容に間違いがないかを確認する。 <p>発展・応用 ・具体的事例から 法律の内容を知る。</p> <p>困ったときは保護者や身近な大人に相談する。</p> <p>消費者として受けたトラブルを説明するための窓口もあります。相談費用は無料です。 正しい知識を身につけて、安全にインターネットを活用するようにさせる。</p>
---	--

ネットでの契約を考えよう

()年()組 名前()

1 インターネットで買うことができるものを書きましょう。

2 お金の支払い方法にはどんな方法があるか書きましょう。

3 危ない契約の事例からどこが危ないかを書きましょう。

4 これがわたしのネットで契約をするときのルール3つ！！

1.

2.

3.

補足

1 消費者を保護するために定められた法律があります。調べてみましょう。

2 困ったときに相談するには誰にまたは何処に相談すればいいでしょう。

ネットでの契約を考えよう

ネットでの契約・・・約束の一つで合意が必要。強制力がある。

ネットで買えるもの？

- ・音楽、書籍(マンガ・小説)
- ・食品
- ・ゲーム、アイテム
- ・電化製品
- ・旅行
- ・サービス

あなたと契約者？

消費者 ⇄ 事業者

ネットでのお金の支払い方？

- ・キャリア課金
- ・電子マネー
- ・クレジットカード

・危ない契約もあります
個人情報など自分で守ろう



3つのルールを書こう！

みんなにも見てもらおう

ケータイ・インターネットの歩き方4「消費者編」

教材パッケージ（資料編）

制作日 平成29年4月10日（v.2.00）

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構

啓発・教育プログラム部会

制作・監修

中川 一史 放送大学 ICT活用・遠隔教育センター 教授

村井 万寿夫 金沢星稜大学 教授

尾花 紀子 ネット教育アナリスト

佐和 伸明 柏市教育委員会 学校教育部 学校教育課 統括リーダー

米田 謙三 関西学院千里国際中等部・高等部 教諭

小林 祐紀 茨城大学 准教授

鎌田 真樹子 デジタルハリウッド大学 特任教授

吉岡 良平 一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会
常務理事・事務局長